

令和4年度
第802回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 802 回 三島市農業委員会総会議事

- 1 開催日時 令和 4 年 6 月 10 日(金)午後 3 時～午後 5 時
- 2 開催場所 三島市総合防災センター 1 階 防災研修室
- 3 出席委員 農業委員 : 14 名
農地利用最適化推進委員 : 8 名
- 会 長 1 番 廣瀬 和正
- 農業委員 2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子
4 番 山田 貴臣 5 番 梶 公彦
6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己
10 番 山田 隆志 11 番 山本 一喜
12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
- 農地利用最適化推進委員 15 番 三枝 登志夫 16 番 遠藤 康之
17 番 栗原 一雄 18 番 佐藤 廣美
19 番 鈴木 和彦 20 番 細井 信
21 番 渡邊 毅 23 番 新井 寿
24 番 伊東 忠彦 25 番 久保田 信幸
- 4 欠席委員
- 農業委員
- 農地利用最適化推進委員 22 番 今井 洋平 25 番 久保田 信幸
- 5 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条許可について
- 議案第 3 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2 について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条届出について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条について
- 報告第 4 号 租税特別措置法適格者証明について
- 報告第 5 号 現況証明について
- 報告第 6 号 農地の利用目的変更届出について
- 議案第 4 号 農地法第 51 条について
- その他

6 農業委員会事務局職員	局長	渡辺 博信
	主査	西山 洋平
	主査	森田 将之
	主事	八木 啓志

7 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより三島市農業委員会定期総会を開始したいと思います。まず初めに会長のご挨拶をいただきたいと思
います。

(会長挨拶)

ありがとうございました。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。農業委員会総会会議規則
第六条第1項により総会の開会は、会長が宣告することとなっ
ております。
会長、よろしく申し上げます。

【会長】 これより第802回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、総会が
成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっ
ております。

本日の出席者は、農業委員が14名、欠席委員はありません。農地
利用最適化推進委員が8名、欠席委員は2名です。

【会長】 只今事務局より出欠の報告がありました。本日の出席委員は農
業委員14名中14名の出席であり、定数の過半数に達しているた
め本会議は成立いたしました。
それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に9番
望月正己委員、10番山田隆志委員を指名いたしますがご異議ござ
いませんか。

(異議なしの声)

【会長】 それでは、議題に入ります。

議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について、山田貴臣委員より説明願います。

【山田貴臣委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について事務局より説明します。

本件は、渡人が高齢に伴い財産整理をするための申請です。現状、きれいな畑として使われており、引き続き同様の状態が保たれることが期待できます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について、望月正己委員より説明願います。

【望月正己委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号2番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、売買による所有権移転です。受人は、隣地でブルーベリーや柑橘類を栽培しており、申請地においても同様の利用が見込まれます。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第1号農地法第3条許可、申請番号3番および報告第5号現況証明について、佐藤操委員より説明願います。

【佐藤操委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号3番および報告第5号

現況証明について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、令和3年4月25日に亡くなられた渡人の財産を相続財産管理人が清算するものです。農地としての利用が可能な6筆は農地法3条で、山林化した5筆は非農地証明にて、受人に所有権を移転します。11筆の畑のほか、原野および山林を含めた全19筆を60万円にて売却する審判が静岡家庭裁判所より出ています。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第4条許可、申請番号1番について、望月正己委員より説明願います。

【事 務 局】 (議案第2号農地法第4条許可、申請番号1番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、昭和47年に建築したアパートについて、平成5年頃、アパートの駐車場および駐輪場用地を拡張した際に、農地転用の許可申請をせず施工し、約30年に渡り使用を続けていたものです。当初のアパート敷地面積は476.89㎡、拡張した駐車場および駐輪場の面積は103㎡。合計579.89㎡です。始末書には、農地法を理解していなかったこと、今後の法令遵守を約束する内容が記されていました。

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、議案第2号農地法第4条許可、申請番号2番について、瀬川稔委員より説明願います。

【瀬川稔委員】 (議案第2号農地法第4条許可、申請番号2番について説明)

【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事 務 局】 本件は、申請者が営む石材店の資材置き場への転用許可申請です。保管する資材は墓石等。当該地は、長年にわたり空き地の状態であり、整地済み。草刈りのみ行い、現況のまま使用します

【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、議案3号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明願います。

【事 務 局】 (議案第3号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について説明)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について説明)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号3番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第1号農地法第4条届出、申請番号3番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について、事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第3号農地法第18条賃貸借の解約について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第3号農地法第18条賃貸借の解約について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第4号租税特別措置法適格者証明について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第4号租税特別措置法適格者証明について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第5号現況証明について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第5号現況証明について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第6号農地の利用目的変更届出について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第6号農地の利用目的変更届出について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。続きまして、報告第7号農地法第51条について、事務局より報告します。

【事務局】 (報告第7号農地法第51条について報告)

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。

以上、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。これにて第802回三島市農業委員会総会を閉会いたします。